令和2年度 初山別村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

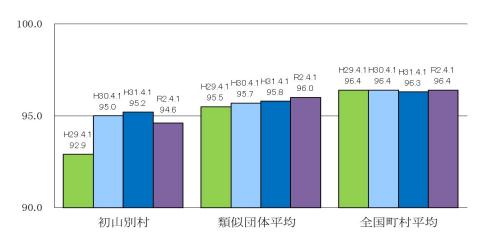
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(2年1月1日)	A		В	B/A	30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
九 午 及	1,152	2,295,967	19,414	397,743	17.3	14.8

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給		与 費		(参考)一人当た	(参考) 類似団体平均
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	り給与費	一人当たり給与費
						B/A	
一た座	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	40	140,654	21,599	56,120	218,373	5, 459	5,482

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)※初山別村は、国の基準においても地域手当は支給されない地域であり、補正前及び補正後の数値は同数となるため、記載を省略しています。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- (4) 給与改定の状況 ~ 該当なし(人事委員会を設置していないため)
- (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

- (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引き下げなし。その他の層は、激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
- ②地域手当の見直し ~ 該当なし
- ③その他の見直し内容~ 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)
- (6)特記事項 〔特になし〕

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
初山別村	43.7 歳	305,300 円	332,715 円	337,285 円
北海道	43.2 歳	321,400 円	389,524 円	363,672 円
国	43.2 歳	327,564 円	_	408,868 円
類似団体	40.6 歳	294,413 円	334,436 円	323,405 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(2年4月1日現在)

区	分	初山別村	北海道	国
ΔΠ, ΔΞ ¬/, π ^Δ h	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
一般行政職	高 校 卒	150,100 円	150,600 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(2年4月1日現在)

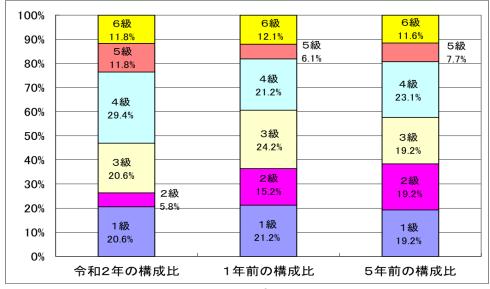
区 分		経験年数10年以上	経験年数15年以上	経験年数20年以上	経験年数25年以上
		15年未満	20年未満	25年未満	30年未満
加尔西啦	大 学 卒	253,500 円	283,700 円	358,100 円	364,600 円
一般行政職	高 校 卒	_	271,900 円	319,300 円	351,900 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

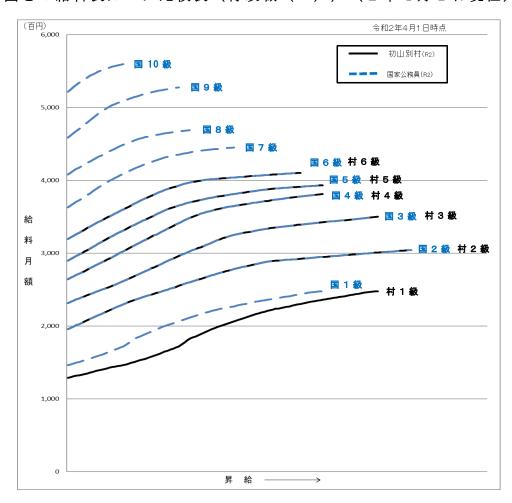
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (2年4月1日現在)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
	73	177 THE 137 CO 1991 1 3 1 1 1 11	1194 📯 3/4	III 1900 PCI	給料月額	給料月額
		1 主事補及び技師補の職務	人	%	円	円
1	級	2 主事、技師、保健師、保育士、				
1	/IYX	理学療法士、看護師、運転技術員	7	20.6	128,900	247,600
		及び公務補の職務(主事等)				
		1 主任、技術主任、主任保健師、	人	%	円	円
		主任保育士、主任看護師、主任理				
2	級	療法士及び社会教育主事の職務(
	ЛУX	主任等)	2	5.8	195, 500	304, 200
		2 高度の知識又は経験を必要とす				
		る業務を行う主事等の職務				
		1 係長、保健師長、保育士長、看	人	%	円	円
3	級	護師長、理学療法士長、主任社会				
3	ЛУX	教育主事及び技師長の職務(係長	7	20.6	231, 500	350,000
		等)				
		1 課長、室長、議会事務局長、農	人	%	円	円
		業委員会事務局長、教育委員会次				
1	級	長及び主任技師の職務 (課長等)				
4	形义	2 主幹の職務	10	29.4	264, 200	381,000
		3 特に困難な業務を処理する係長				
		等の職務				
		1 困難な業務を処理する課長等の	人	%	円	円
	√π.	職務				
5	級	2 困難な業務を処理する主幹の職	4	11.8	289, 700	393,000
		務				
		1 特に困難な業務を処理する課長	人	%	円	円
6	級	等の職務	4	11.0	210 200	410 000
			4	11.8	319, 200	410, 200

- (注) 1 初山別村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (2年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

(0)	升和************************************				
,	令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		職員
イ.	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な	昇給実績が	昇給可能な	昇給実績が
	in no comment	区分	ある区分	区分	ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
П.	人事評価を活用していない)		
	活用予定時期	未	定	未	定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

初 山 別	村	北	海	道	国	
1人当たり平均支給額	(元年度)	1人当たり平均	支給額(元年度)	_	
1,433 千	円	1, 5	579 千円	3		
(元年度支給割合)		(元年度支給	割合)		(元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	į	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月	分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月	分 (0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の	状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等	による加算措置	職制上の段階、職	務の級等に	こよる加算措置	職制上の段階、職務の級	等による加算措置
・ 役 職 加 算 5~1	・ 役 職 加 算 5~20%		・ 役 職 加 算 5~20%			
		・管理職加算	第 10 ~ 2	25%	・ 管 理 職 加 算 10~	~ 25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

	令和2年年度中における運用	管理	管理職員		職員
イ.	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				
П.	人事評価を活用していない			0	
	活用予定時期	未	定	未	定

(2) 退職手当(2年4月1日現在)

	初 山 別	· 村	国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率) 自己都合 原	芯募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤 続 2 0 年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤 続 2 5 年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤 続 3 5 年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算	措置		その他の加算措置	
定年前早期]退職特例措置	2%~45%加算	定年前早期退職特例措置 2%	。~45%加算
1人当たり平	均支給額			
	168 千円	21,449 千円		

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 ~ 該当なし

(4) 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

(= / 4 / 2 / 2 / 2 / 2	1 - 1 - 1 - 1	· /- /- /			
支給実績(元年	度決算)		108	千円	
支給職員1人当	i たり平均支給年額(元		36,000	円	
職員全体に占め	職員全体に占める手当支給職員の割合 (元年度)			0.07	%
手当の種類(手	当数)			3	
TWOAT	之 4 + 44 + 4 - 1	→ + + 4A + 1	支給実績	左記職員に	対する
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	(元年度決算)	支給単	価
税務職手当	村税事務に従事した職員	村税事務	108 千円	月額	3,000円
伝染病防疫作	伝染病患者等及び伝染病	伝染病患者若しくは伝染病の疑いの	0 千円	日額	500円
業手当	菌を有する家畜等に対す	ある患者の救護若しくは伝染病菌の			
	る防疫作業に従事した職	付着若しくは付着の棄権がある物件			
	員	の処理作業又は伝染病菌を有する家			
		畜若しくは伝染病菌を有する疑vの			
		ある家畜に対する防疫作業			
死体処理手当	死体処理作業に従事した	行路死亡人、水死体等の死体の処理	0 千円	日額	2,000円
	職員	作業			
社会教育指導	社会教育主事派遣規則(北	社会教育主事派遣規則(北海道教育	0 千円	月額71,00	0円以内
手当	海道教育委員会規則)に基	委員会規則)に基づく派遣社会教育			
	づく派遣社会教育主事	主事業務			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (元年度決算)	6,044	千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	189	千円
支給実績(30年度決算)	3,364	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	84	千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(2年4月1日現在)

手	_ <u>=</u>	当	名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶	養	手	当	扶養親族のある職員に対し支給	同じ		千円	円
				(1)配偶者 月額 6,500円				
				(2)子 月額 10,000円			5,403	216, 120
				(3)父母等月額 6,500円				
				・満16歳~満22歳の子がいる場合、				
				1人につき5,000円を加算				
住	居	手	当	自ら居住するための住宅を借り受	異なる	支給要件	千円	円
				け、月額16,000円を超える家賃を支		(国)		
				払っている職員又はその所有に係		持家に対しての	3,064	133, 217
				る住宅に居住している職員で世帯		支給なし		
				主であるもの				
				(1)借家等の場合				
				月額 28,000円を限度に支給				
				(2)所有する住宅の場合				
				月額 2,500円を支給				

通勤手当	上送911711上の距離な 大海機関フ	ਅ 🖃		4m	Ш
通 勤 手 当	片道2km以上の距離を、交通機関又は有料の道路を利用してその運賃	同じ		千円	円
	又は料金を負担することを常例と			179	59,666
	する職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給				
	(1) 交通機関等の利用者には月額				
	55,000円を限度に運賃相当額を支				
	給 (2)自動車等の使用者には使用距離				
	に応じて月額 2,000円~31,600円				
	の範囲で支給				
管理職手当	管理監督の職にある管理職員に支	異なる	支給率	千円	円
	給				
	(1)課長等 給料月額の8%			3, 213	321, 300
	(2)主幹等 給料月額の6%				
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する	同じ		千円	円
	官署の移転に伴い、住居を移転し、				
	同居していた配偶者と別居するこ			0	0
	ととなった職員で、単身で生活する				
	ことを常況する職員に対し支給				
	(1)月額 30,000円				
	(2) 職員の住居と配偶者の住居と				
	の間の交通距離に応じ、8,000円~7				
	0,000円の加算				
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に	同じ		千円	円
	勤務した職員に休日給として支給				
	(1)支給額=1時間当たりの給与額			0	0
	×135/100×勤務時間数				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時か	同じ		千円	円
	ら翌日の午前5時までの間に勤務し				
	た職員に支給			0	0
	(1)支給額=1時間当たりの給与額				
	×25/100×勤務時間数				
宿日直手当	休日及び休暇日並びに国、道又は村	異なる	支給額	千円	円
	の行事の行われる日等で、庁舎設備		(国)		
	、備品、書類等の保全、外部との連		勤務の態様に	0	0
	絡、文書の収受及び庁舎内の監視の		応じ勤務1回に		
	ため勤務した職員に支給		つき4,400円~		
	(1) 日直 全日 4,200円(勤務時間 が5時間も満の担合とは2,100円)		21,000円を支		
	が5時間未満の場合は2,100円) (2)宿直 4,200円		給		
	(4/1日巳 1,400口				
L	1	l	l .	ı	

寒冷地手当	北海道内に勤務し、11月から3月ま	同じ	千円	円
	での各月の初日に在勤する職員に			
	対し支給	※地域	3,465	86,625
	(1)扶養親族のある世帯主である職	区分 2		
	員には月額 23,360円を支給	級地に		
	(2)その他の世帯主である職員には	該当		
	月額 13,060円を支給			
	(3) その他の職員には月額 8,800円			
	を支給			
管理職員特	臨時又は緊急の必要等により、週休	同じ	千円	円
別勤務手当	日等若しくは週休日等以外の日の			
	午前0時から午前5時までの間に勤		123	12,300
	務した主幹職以上の職員に対し支			
	給			
	(1)週休日等 1回 6,000円~9,000円			
	(2)週休日以外午前0時~午前5時			
	1回 3,000円			

5 特別職の報酬等の状況(2年4月1日現在)

Þ	ζ	分	>	給料	月 額 等
					(参考)類似団体における最高/最低額
給	村		長	714,000 円	828,000円/448,000円
				(714,000 円)	
料	副	村	長	612,000 円	667,000円/457,000円
				(612,000円)	
	議		長	235,000 円	318,000円/186,300円
報				(235,000円)	
	副	議	長	200,000 円	265,000円/129,600円
酬	-34E			(200,000円)	055 000 H (100 000 H
	議		員	170,000 円 (170,000 円)	257,000円/109,000円
	市区	町柞	1 長	(2年度支給割合)	
期 末 手	副市			4.45 月分	
手	議		長	(2年度支給割合)	
当	副	議	長	4.45 月分	
	議		員		
手 退	村	寸 長		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
当 職	副	村		給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	14,640千円 任期ごと 7,917千円 任期ごと
					1,711 1 1

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、2年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

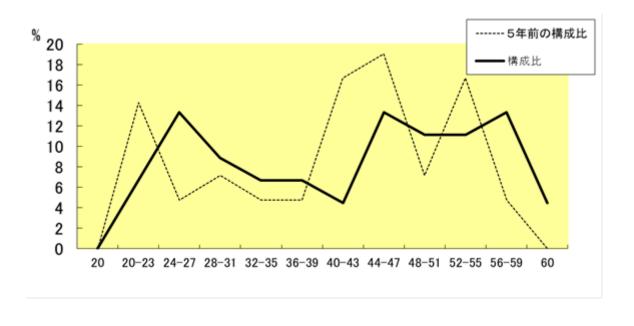
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職員	 } 数	対前年	(各年4月1日現任)			
部門			令和2年	平成31年	増減数	主な増減理由			
	一般	議総住経	1 16 9 8	1 17 9 8	0 1 0 0	配置換えによる1名減			
普通会計部	行政部門	計	3 4	3 5	1	配置換えによる1名減 <参考> 人口1万人当たりの職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 193.01人			
門	教	育部門	6	5	1	配置換えによる1名増			
	小	計	40	40	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 227.77人)			
公営企業等	その他 簡 水 農集排		3 1 1	3 1 1	0 0 0				
業門等	小	計	5	5	0				
	合	計	45 [50]	45 [50]	0				

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(2年4月1日現在)



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	日
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	2	6	4	3	2	2	6	8	4	7	2	45

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	別	年	度	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	2 年	過去5年間 の増減数
_	般	行	政	34	32	32	34	35	34	0
教			育	5	5	5	5	5	6	1
普	通台	会 計	計	39	37	37	39	40	40	1
公営	企業	等会	計計	3	5	5	5	5	5	2
総	í	}	計	42	42	42	44	45	45	3

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。